	北西側の我が国排他的経済水域を除く。）における沖合底びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。 イ～ム　（略） 三～六　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の効力発生の日から施行する。

○農林水産省国土交通省令第一号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の二及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の四の規定に基づき、並びに森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第十五条（同法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十九日

農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令

農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令（昭和二十五年農林運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（倉荷証券発行の許可に基づく権利義務の承継） **第六条**　農業協同組合法第六十八条、第七十条第一項若しくは第七十条の五第一項、水産業協同組合法第七十二条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の二第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は森林組合法第八十七条（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第八十八条の六第一項、第百八条の三第一項、第百八条の八第一項若しくは第百八条の十六第一項の規定により倉荷証券発行の許可に基づく権利義務を承継した組合は、当該承継後遅滞なく次の事項を記載した倉荷証券発行の許可承継届出書正副各一通を主務大臣に提出するものとする。 一～四　（略） 2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一　合併、包括承継（農業協同組合法第七十条第一項、水産業協同組合法第九十一条の二第一項又は森林組合法第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継をいう。）、吸収分割（森林組合法第八十八条の二第一項又は第百八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。）又は新設分割（農業協同組合法第七十条の三第一項又は森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割をいう。次号において同じ。）に関する行政庁の認可書の写し 二　（略）	（倉荷証券発行の許可に基づく権利義務の承継） **第六条**　農業協同組合法第六十八条、第七十条第一項若しくは第七十条の二、水産業協同組合法第七十二条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の二第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は森林組合法第八十七条（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第百八条の三第一項の規定により倉荷証券発行の許可に基づく権利義務を承継した組合は、当該承継後遅滞なく次の事項を記載した倉荷証券発行の許可承継届出書正副各一通を主務大臣に提出するものとする。 一～四　（略） 2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一　合併、包括承継（農業協同組合法第七十条第一項、水産業協同組合法第九十一条の二第一項又は森林組合法第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継をいう。）又は新設分割（農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割をいう。次号において同じ。）に関する行政庁の認可書の写し 二　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。